

放流水質

4

三重県

## 4章 放流水質

### 目次

4-1	水質汚濁に係る排水基準	4-1
4-1-1	水質汚濁防止法による排水基準	4-1
4-1-2	上のせ条例による排水基準	4-3
4-1-3	伊勢湾水質総量規制基準	4-7

## 4. 放流水質

## 4-1 水質汚濁に係る排水基準

## 4-1-1 水質汚濁防止法による排水基準

## (ア) 有害物質に関する排水基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその他の化合物	0.1mg/リットル
シアン化合物	1mg/リットル
有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びE P Nに限る。）	1mg/リットル
鉛及びその化合物	0.1mg/リットル
六価クロム化合物	0.5mg/リットル
砒素及びその化合物	0.1mg/リットル
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/リットル
アルキル水銀化合物	検出されないこと
P C B	0.003mg/リットル
トリクロロエチレン	0.3mg/リットル
テトラクロロエチレン	0.1mg/リットル
ジクロロメタン	0.2mg/リットル
四塩化炭素	0.02mg/リットル
1, 2-ジクロロエタン	0.04mg/リットル
1, 1-ジクロロエチレン	1mg/リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4mg/リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン	3mg/リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06mg/リットル
1, 3-ジクロロプロペン	0.02mg/リットル
チウラム	0.06mg/リットル
シマジン	0.03mg/リットル
チオベンカルブ	0.2mg/リットル
ベンゼン	0.1mg/リットル
セレン及びその化合物	0.1mg/リットル
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの10mg/リットル、海域に排出されるもの230mg/リットル
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの8mg/リットル、海域に排出されるもの15mg/リットル
アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg/リットル
1, 4-ジオキサン	0.5mg/リットル
備考1 「検出されないこと」とは第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

4. 放流水質

(イ) 生活環境項目に関する排水基準

項 目	許 可 限 度
pH (水素イオン濃度)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
BOD (生物化学的酸素要求量)	160mg/リットル(日間平均120mg/リットル)
COD (化学的酸素要求量)	160 " ( " 120mg/リットル)
SS (浮遊物質)	200 " ( " 150mg/リットル)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5 "
" (動植物油脂類)	30 "
フェノール類含有量	5 "
銅 "	3 "
亜鉛 "	2 "
溶解性鉄 "	10 "
溶解性マンガン "	10 "
クロム "	2 "
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120mg/リットル(日間平均 60mg/リットル)
りん "	16mg/リットル( " 8 mg/リットル)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</li> <li>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排出基準は硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</li> <li>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際限にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</li> <li>生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</li> <li>窒素含有量についての排出基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</li> <li>りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</li> </ol>	

## 4-1-2 上のせ条例による排水基準

適用区域	項目	新設の特定事業場		新設の特定事業場以外の特定事業場	
		業種	許容限度	業種	許容限度
第1種水域(新設の特定事業場については、四日市・鈴鹿水域の第2種水域を含む。)	水素イオン濃度 (水素指数)	全業種	海域に排出されるもの5.8以上8.6以下		
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/リットル)	1 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)	1 毛紡績業 (洗毛を行うものに限る。)	120 (日間平均90)
		2 全業種(1の業種を除く。)	25 (日間平均20)	2 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)
				3 全業種(1及び2の業種を除く。)	65 (日間平均50)
	化学的酸素要求量 (単位 mg/リットル)	1 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)		
		2 全業種(1の業種を除く。)	25 (日間平均20)		
	浮遊物質 (単位 mg/リットル)	1 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)	1 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)
		2 全業種(1の業種を除く。)	90 (日間平均70)	2 全業種(1の業種、砕石業及び砂利採取業を除く。)	90 (日間平均70)
	ノルマヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/リットル)	全業種	日間平均1	全業種 (毛紡績業(洗毛を行うものに限る。))を除く。)	日間平均1
	ノルマンヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂含有量) (単位 mg/リットル)	全業種	日間平均10		
フェノール類含有量 (単位 mg/リットル)	全業種	1	全業種	1	
銅含有量 (単位 mg/リットル)	全業種	1	全業種	1	
第2種水域(新設の特定事業場については、四日市・鈴鹿水域の第2種水域を除く。)	水素イオン濃度 (水素指数)	全業種	海域に排出されるもの5.8以上8.6以下	全業種	海域に排出されるもの5.8以上8.6以下
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/リットル)	1 コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75 (日間平均55)	1 コーンスターチ製造業及び植物油脂製造業	75 (日間平均55)
		2 全業種(1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く。)	130 (日間平均100)	2 全業種(1の業種、パルプ又は紙加工業、石油精製業及び蒸りゅう酒又は混成酒製造業を除く。)	130 (日間平均100)

4. 放流水質

適用区域	項目	新設の特定事業場		新設の特定事業場以外の特定事業場	
		業種	許容限度	業種	許容限度
第2種水域(新設の特定事業場については、四日市・鈴鹿水域の第2種水域を除く。)	化学的酸素要求量 (単位 mg/リットル)	1 コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油製造業	75 (日間平均55)	1 コーンスターチ製造業、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油製造業	75 (日間平均55)
		2 全業種(1の業種、パルプ又は紙加工業及び石油精製業を除く。)	130 (日間平均100)	2 全業種(1の業種、パルプ又は紙加工業、石油精製業及び蒸りゅう酒又は混成酒製造業を除く。)	130 (日間平均100)
	浮遊物質 (単位 mg/リットル)	1 コーンスターチ製造業、石油化学工業(石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く。)、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油製造業	140 (日間平均110)	1 コーンスターチ製造業、石油化学工業(石油精製業及び熱硬化性樹脂製造業を除く。)、グルタミン酸ソーダ製造業及び植物油製造業	140 (日間平均110)
		2 熱硬化性樹脂製造業	110 (日間平均90)	2 熱硬化性樹脂製造業	110 (日間平均90)
		3 化学工業(石油化学工業を除く。)	180 (日間平均140)	3 化学工業(石油化学工業を除く。)	180 (日間平均140)
		4 全業種(1、2及び3の業種、毛紡績業(洗毛を行うものに限る。)、石油精製業並びにパルプ又は紙加工業を除く。)	130 (日間平均100)	4 全業種(1、2及び3の業種、毛紡績業(洗毛を行うものに限る。)、石油精製業、パルプ又は紙加工業、蒸りゅう酒又は混成酒製造業、砕石業並びに砂利採取業を除く。)	130 (日間平均100)
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/リットル)	石油化学工業	日間平均1	石油化学工業 (潤滑油製造業を除く。)	日間平均1
	フェノール類含有量 (単位 mg/リットル)	全業種	1	全業種	1
	銅含有量 (単位 mg/リットル)	全業種	1	全業種	1

適用区域	項目	新設の特定事業場		新設の特定事業場以外の特定事業場	
		業種	許容限度	業種	許容限度
天白川水域	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/リットル)	1 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)	全業種	25 (日間平均20)
		2 全業種(1の業種を除く。)	25 (日間平均20)		
	浮遊物質量 (単位 mg/リットル)	1 畜産農業及び畜産サービス業	130 (日間平均100)	全業種	90 (日間平均70)
		2 全業種(1の業種を除く。)	90(日間平均70)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) (単位 mg/リットル)	全業種	日間平均1	石油化学工業 (潤滑油製造業を除く。)	日間平均1
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (単位 mg/リットル)	全業種	日間平均10		
	フェノール類含有量 (単位 mg/リットル)	全業種	1	全業種	1
銅含有量 (単位 mg/リットル)	全業種	1	全業種	1	

## 備考

- 1 「第1種水域」とは、次に掲げる河川(その支派川を含む。)及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
- (1) 木曽川(桑名市上水道水源地から上流の区域)
  - (2) 員弁川(朝日町上水道縄生水源地から上流の区域)
  - (3) 朝明川(四日市市上水道朝明水源地から上流の区域)
  - (4) 三滝川(四日市市上水道三滝水源地から上流の区域)
  - (5) 内部川(四日市市上水道内部水源地から上流の区域)
  - (6) 鈴鹿川本川(四日市市上水道河原田水源地から上流の区域)
  - (7) 鈴鹿川派川(四日市市上水道楠水源地から上流の区域)
  - (8) 安濃川(津市簡易水道曾根水源地から上流の区域)
  - (9) 雲出川(津市上水道三雲水源地から上流の区域)
  - (10) 阪内川(松阪市大足簡易水道水源地から上流の区域)
  - (11) 櫛田川(松阪市上水道安楽水源地から上流の区域)
  - (12) 祓川(明和町養川簡易水道水源地から上流の区域)
  - (13) 笹笛川(明和町根倉簡易水道水源地から上流の区域)
  - (14) 大堀川(明和町山大淀簡易水道水源地から上流の区域)
  - (15) 宮川(伊勢市上水道宮川水源地から上流の区域)
  - (16) 加茂川(鳥羽市上水道水源地から上流の区域)

#### 4. 放流水質

- (17) 迫子川（志摩市上水道迫子水源地から上流の区域）
- (18) 桧山路川（志摩市上水道桧山路水源地から上流の区域）
- (19) 南張川（志摩市上水道南張水源地から上流の区域）
- (20) 五ヶ所川（南伊勢町上水道水源地から上流の区域）
- (21) 小方川（南伊勢町小方・方座簡易水道水源地から上流の区域）
- (22) 古和川（南伊勢町古和浦・栃木簡易水道水源地から上流の区域）
- (23) 奥川（大紀町錦簡易水道水源地から上流の区域）
- (24) 大谷川（伊賀市上水道水源地から上流の区域）
- (25) 木津川（本川と服部川合流点から上流の区域）
- (26) 名張川（本川と小波田川合流点から上流の区域）
- (27) 赤羽川（紀北町上水道紀伊長島水源地から上流の区域）
- (28) 銚子川（紀北町上水道地から上流の区域）
- (29) 矢川（尾鷲市上水道水源地から上流の区域）
- (30) 古川（尾鷲市賀田・古江簡易水道水源地から上流の区域）
- (31) 逢川（熊野市二木島簡易水道水源地から上流の区域）
- (32) 湊川（熊野市新鹿簡易水道水源地から上流の区域）
- (33) 西郷川（熊野市上水道木本水源地から上流の区域）
- (34) 井戸川（熊野市上水道井戸水源地から上流の区域）
- (35) 尾呂志川（御浜町上水道水源地から上流の区域）
- (36) 新宮川（熊野市簡易水道和気水源地から上流の区域）
- (37) 神内川（紀宝町簡易水道鶴殿水源から上流の区域）

（※下線：廃止水源）

- 2 「第2種水域」とは、第1種水域に属しない公共用水域（天白川水域を除く。）をいう。
- 3 「四日市・鈴鹿水域」とは、員弁川河口左岸から四日市市を経て中の川河口右岸に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（天白川水域を除く。）をいう。
- 4 「天白川水域」とは、天白川（支派川を含む。）及びこれに接続し、流入する水路の水域をいう。
- 5 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 6 この表に掲げる新設の特定事業場に関する排水基準は、1日当たり平均的な排出水の量が50立方メートル以上である新設の特定事業場に係る排出水について適用する。ただし、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）についての排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が400立方メートル以上である新設の特定事業場に係る排出水について適用する。
- 7 この表に掲げる新設の特定事業場以外の特定事業場に関する排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が400立方メートル以上である新設の特定事業場以外の特定事業場に係る排出水について適用する。
- 8 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35条）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

## 4-1-3 伊勢湾水質総量規制基準

## 三重県告示第110号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、化学的酸素要求量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

平成24年2月17日

三重県知事 鈴木英敬

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	昭和55年7月1日以前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	昭和55年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場（次の各項に掲げるものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
3	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
4	昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。）	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
5	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行により昭和58年1月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$

4. 放流水質

6	昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
7	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む、次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
8	昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを含む。）のうち、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に法第5条又は第7条の規定による届出がされたものを除く。）	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
9	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
10	平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
11	水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
12	平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$
13	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lc = Cc \cdot Qc \times 10^{-3}$
14	平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成10年6月17日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は、特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lc = (Cc_j \cdot Qc_j + Cc_i \cdot Qc_i + Cc_o \cdot Qc_o) \times 10^{-3}$

15	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
16	平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち平成12年3月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は、特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$
17	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令(平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。)の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場(次項に掲げるものを除く。)	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
18	平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

## 備考

この表に掲げる式において、 $L_c$ 、 $C_c$ 、 $Q_c$ 、 $C_{cj}$ 、 $C_{ci}$ 、 $C_{co}$ 、 $Q_{cj}$ 、 $Q_{ci}$ 及び $Q_{co}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_c$  排出が許容される汚濁負荷量(単位 1日につきキログラム)

$C_c$  別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

$Q_c$  特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

$C_{cj}$  別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

$C_{ci}$  別表に掲げる化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)

$C_{co}$   $C_c$ と同じ値(単位 1リットルにつきミリグラム)

$Q_{cj}$  平成3年7月1日(12の項にあつては平成3年10月1日、14の項にあつては平成10年6月17日、16の項にあつては平成12年3月1日、18の項にあつては平成13年7月1日)以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した又は増加する特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

$Q_{ci}$  昭和55年7月1日(4の項にあつては昭和57年7月1日、6の項にあつては昭和58年1月1日、8の項にあつては平成元年3月28日、10の項にあつては平成3年4月1日)から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加した特定排出水の量(単位 1日につき立方メートル)

$Q_{co}$  特定排出水の量( $Q_{cj}$ 及び $Q_{ci}$ を除く。)(単位 1日につき立方メートル)

## 附 則

- 1 この告示は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準(平成19年三重県告示第461号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る $C_c$ 、 $C_{co}$ 、 $C_{ci}$ 及び $C_{cj}$ の値に関しては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

4. 放流水質

別表

項番号	業種その他の区分	特定排出水量の区分	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)		
			Cc、Cco	Cci	Ccj
2	畜産農業		70	70	60
3	天然ガス鉱業		60	60	60
4	非金属鉱業		20	20	20
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		40	40	30
6	乳製品製造業		30	30	20(30)
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)	イ	50	50	30
		ロ	40	40	30
8	水産缶詰・瓶詰製造業		40	40	30
9	寒天製造業		55	55	55
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業		30	30	20
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)		30	30	20
12	冷凍水産物製造業		30	30	20
13	冷凍水産食品製造業		40	40	30
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)	イ	40	40	30
		ロ	40	40	30
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業		40	40	30
16	野菜漬物製造業		40	40	30
17	味そ製造業		70	70	30
18	しょう油・食用アミノ酸製造業		70	70	40
19	うま味調味料製造業		20	20	20
20	ソース製造業		30	30	30
21	食酢製造業		40	40	30
22	砂糖精製業		40	40	30
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		50	50	30
24	小麦粉製造業		30	30	30
25	パン製造業		30	30	20
26	生菓子製造業		40	40	30
27	ビスケット類・干菓子製造業		40	40	30
28	米菓製造業		40	40	40
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)		40	40	30
30	植物油脂製造業	イ	50	40	30
		ロ	40	40	30
31	動物油脂製造業		40	40	30
32	食用油脂加工業		40	40	30
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業		50	50	40
34	穀類でんぷん製造業		50	50	40
35	めん類製造業		50	30	30
37	豆腐・油揚製造業	イ	50	30	30
		ロ	30	30	30
38	あん類製造業	イ	70	70	40
		ロ	60	60	40
39	冷凍調理食品製造業		30	20	20

40	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			30	30	30
41	清涼飲料製造業			20	20	20
42	果実酒製造業			30	30	30
43	ビール製造業			30	30	30
44	清酒製造業			30	30	30
45	蒸留酒・混成酒製造業			30	30	20
46	インスタントコーヒー製造業			30	20	20
47	配合飼料製造業			20	20	20
48	単体飼料製造業			20	20	20
49	有機質肥料製造業			20	20	20
50	たばこ製造業			30	20	20
51	生糸製造業（副蚕糸精錬業を含む。）			30	30	30
55	繊維工業（51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。）で整毛工程に係るもの			75	75	70
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			90	90	90
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精錬漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの			40	40	30
59	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		イ	100	80	80
			ロ	80	80	80
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			90	90	90
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			50	50	50
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			60	50	50
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの			100	90	80
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			70	70	60
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			40	40	40
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			40	40	40
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			40	40	40
68	繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。）			30	30	30
69	一般製材業又は木材チップ製造業			40	40	40
71	A	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業		30	30	30
	B	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業であって、接着機洗浄水を循環するもの		10	10	10
75	木材薬品処理業			20	20	20
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			70	70	60
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの			60	60	60

4. 放流水質

78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		50	50	50
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		70	70	70
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	80	80
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	50	40
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		80	70	60
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		60	60	50
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		90	90	80
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		100	100	70
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		50	40	40
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		30	20	20
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		40	40	40
89	機械すき和紙製造業		60	60	60
90	手すき和紙製造業		90	90	80
91	塗工紙製造業		20	20	20
92	段ボール製造業		30	30	15
93	重包装紙袋製造業		70	70	70
94	セロファン製造業		30	30	15
95	乾式法による繊維板製造業		40	40	40
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		80	80	60
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）		25	25	25
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		50	50	50

101		製版業		50	50	50
102		窒素質・りん酸質肥料製造業		30	30	30
103		複合肥料製造業		30	30	30
104		化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		30	30	30
105		ソーダ工業		20	20	20
106		電炉工業		20	20	20
107	A	無機顔料製造業		20	20	20
	B	無機顔料製造業（黄鉛製造工程を有するもの）		60	60	50
108	A	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）		20	20	20
	B	無機化学工業製品製造業（硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程に係るもの）		40	40	40
	C	無機化学工業製品製造業（希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程に係るもの）		50	50	50
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの		60	60	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（青酸誘導品含有排水を排出する工程）に係るもの		150	150	150
	C	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程）に係るもの		100	80	80
	D	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（エピクロルヒドリン製造工程）に係るもの		140	130	130
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの		50	50	30
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（合成染料又は合成染料中間物の製造工程）に係るもの		190	190	180
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		30	30	30
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程）に係るもの		70	70	70
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		40	40	40
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（乳化重合法による合成ゴム製造工程）に係るもの		60	60	50
	C	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（クロロプレンゴム製造工程）に係るもの		130	130	130
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの		50	50	50
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製		270	260	260

4. 放流水質

		品製造工程（有機ゴム薬品製造工程）に係るもの			
	C	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（有機農薬原体製造工程）に係るもの	180	180	160
114		石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	60	50	40
115	A	脂肪族系中間物製造業	60	60	50
	B	脂肪族系中間物製造業（青酸誘導品含有排水を排出する工程に係るもの）	210	210	190
	C	脂肪族系中間物製造業（塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程に係るもの）	110	80	80
	D	脂肪族系中間物製造業（エピクロルヒドリン製造工程に係るもの）	140	130	130
116		メタン誘導品製造業	30	30	20
117		発酵工業	120	110	110
118		コールタール製品製造業	120	120	120
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	50	50	30
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（合成染料又は合成染料中間物の製造工程に係るもの）	190	190	190
120	A	プラスチック製造業	30	30	20
	B	プラスチック製造業（メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に係るもの）	70	60	50
	C	プラスチック製造業（硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程に係るもの）	60	60	50
121	A	合成ゴム製造業	40	40	40
	B	合成ゴム製造業（乳化重合法による合成ゴム製造工程に係るもの）	70	70	70
	C	合成ゴム製造業（クロロプレンゴム製造工程に係るもの）	130	130	130
122	A	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）	50	50	50
	B	有機化学工業製品製造業（有機ゴム薬品製造工程に係るもの）	150	150	150
	C	有機化学工業製品製造業（有機農薬原体製造工程に係るもの）	180	180	160
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	50	40	20
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	30	30	30
125	A	合成繊維製造業	30	20	20
	B	合成繊維製造業（アクリル系繊維製造工程に係るもの）	60	40	30
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	40	40	30
127		石けん・合成洗剤製造業	10	10	10
128		界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	40	40	40
129		塗料製造業	40	40	40

130	印刷インキ製造業		40	40	30
131	医薬品原薬・製剤製造業		80	80	60(70)
132	医薬品製剤製造業		40	30	30
133	生物学的製剤製造業		30	30	30
134	生薬・漢方製剤製造業		20	20	20
135	動物用医薬品製造業		60	60	50
136	A	火薬類製造業	20	20	20
	B	火薬類製造業（硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に係るもの）	60	60	50
137	農薬製造業		30	30	20
138	合成香料製造業		120	110	110
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		30	30	20
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		30	30	20
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		20	20	20
143	写真感光材料製造業		10	10	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		40	40	40
145	イオン交換樹脂製造業		160	160	130
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		50	40	40
147	A	石油精製業	20	20	20
	B	石油精製業（潤滑油製造工程を有するもの）	30	30	30
148	A	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	30	30	30
	B	潤滑油製造業（硫酸洗浄工程を有するもの）	40	40	40
149	コークス製造業		180	180	90
150	石油コークス製造業		70	70	50
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		10	10	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		60	40	40
153	A	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	20	20	20
	B	ゴム製品製造業（曲がり管製造工程に係るもの）	50	40	40
154	なめしかわ製造業		100	100	100
155	毛皮製造業		50	50	50
156	板ガラス製造業		10	10	10
157	板ガラス加工業		10	10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10	10
159	ガラス容器製造業		10	10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		50	50	50
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		40	30	30
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10	10
165	生コンクリート製造業		10	10	10
166	コンクリート製品製造業		10	10	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10	10
168	黒鉛電極製造業		20	20	20
169	砕石製造業		20	20	20
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	20	20

4. 放流水質

172	うわ薬製造業			20	20	20
173	A	高炉による製鉄業		10	10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス炉を有するもの）		40	30	30
175	フェロアロイ製造業			20	20	20
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			10	10	10
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）			20	20	20
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			20	20	20
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			20	20	20
181	冷間ロール成型形鋼製造業			20	20	20
182	鋼管製造業			20	20	20
183	伸鉄業			10	10	10
184	磨棒鋼製造業			10	10	10
185	引抜鋼管製造業			10	10	10
186	伸線業			10	10	10
187	ブリキ製造業			20	20	20
188	亜鉛鉄板製造業			20	20	20
189	めっき鋼管製造業			20	20	20
190	めっき鉄鋼線製造業			20	20	20
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）			10	10	10
192	鍛鋼製造業			10	10	10
193	鍛工品製造業			10	10	10
194	鋳鋼製造業			10	10	10
195	鉄鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）			10	10	10
196	鋳鉄管製造業			10	10	10
197	可鍛鋳鉄製造業			10	10	10
198	鉄粉製造業			10	10	10
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）			10	10	10
200	非鉄金属製造業			10	10	10
201	電気めっき業		イ	50	40	40
			ロ	40	40	40
202	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		イ	20	10	10
			ロ	10	10	10
203	一般機械器具製造業			20	10	10
204	電子回路製造業		イ	30	20	20
			ロ	20	20	20
205	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業			10	10	10
206	輸送用機械器具製造業		イ	30	10	10
			ロ	20	10	10
207	精密機械器具製造業			10	10	10
208	ガス製造工場			20	20	20
209	下水道業			30	20	20
210	空瓶卸売業			30	20	20

211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）			40	30	30
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			50	50	30
213	A	飲食店		50	40	30
	B	飲食店（平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
214	A	宿泊業	イ	60	50	30
			ロ	50	40	30
	B	宿泊業（平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
215	リネンサプライ業			50	50	30
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			40	40	30
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			60	60	60
219	自動車整備業			20	20	20
220	A	病院	イ	40	30	30
			ロ	30	30	30
	B	病院（平成18年2月1日以降に設置されるし尿浄化槽を使用するもの）		30	30	30
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,001人以上のもの）		30	30	30
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のもの）		40	30	30
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が5,000人以下501人以上のものであって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの）		40	40	30
	D	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置されるもの）		30	30	30
	E	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものであって、平成18年2月1日以降に設置され、建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		20	20	20
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。）		60	60	40
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法		70	70	40

4. 放流水質

		により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって昭和55年建設省告示第1292号が適用される前のもの)				
	C	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものであって平成18年2月1日以降に設置されるもの）		30	30	30
223	A	し尿処理業（日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 以上のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		40	30	20
	B	し尿処理業（日平均排水量が3,000m <sup>3</sup> 未満のものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		40	40	30
	C	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		30	20	20
224	ごみ処理業		30	30	30	
225	廃油処理業		20	20	20	
226	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		20	20	20	
227	死亡獣畜取扱業		40	40	40	
228	と畜場		40	40	40	
229	中央卸売市場		30	20	20	
230	地方卸売市場		30	30	30	
231	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		30	30	30	
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		70	40	40
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		10	10	10

注) (1) 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

(2) 化学的酸素要求量の欄中の( )内の値は、平成8年9月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量を除く特定排水の量に適用する。

## 三重県告示第 372 号

水質汚濁防止法の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成 24 年三重県告示第 110 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 24 年 5 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表に次のように加える。

19	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
20	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$

表の備考中「平成 13 年 7 月 1 日」の次に「、20 の項にあつては平成 24 年 5 月 25 日」を加える。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 24 年 11 月 24 日までこの告示の規定は適用しない。

#### 4. 放流水質

### 三重県告示第111号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、窒素含有量に係る総量規制基準を次のとおりに定めます。

平成24年2月17日

三重県知事 鈴木英敬

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$

#### 備考

この表に掲げる式において、 $L_n$ 、 $C_n$ 、 $Q_n$ 、 $C_{ni}$ 、 $C_{no}$ 、 $Q_{ni}$ 及び $Q_{no}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

- $L_n$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）
- $C_n$  別表に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_n$  特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $C_{ni}$  別表に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $C_{no}$   $C_n$ と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）
- $Q_{ni}$  平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）
- $Q_{no}$  特定排出水の量（ $Q_{ni}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

#### 附 則

- 1 この告示は、平成24年5月1日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準（平成19年三重県告示第462号）は廃止する。
- 3 この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る $C_n$ 、 $C_{no}$ 及び $C_{ni}$ の値に関しては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

別表

項番号	業種その他の区分		特定排出水量の区分	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	
				Cn及びCnoの値	Cniの値
2	A	畜産農業		60	60
	B	畜産農業(総面積が50m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するもの)		60	60
3	天然ガス鉱業			60	60
4	非金属鉱業			10	10
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	40	10
			ロ	25	10
6	乳製品製造業			20	10
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		イ	35	10
			ロ	30	10
8	水産缶詰・瓶詰製造業			20	10
9	寒天製造業			20	10
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			20	10
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			25	10
12	冷凍水産物製造業			35	10
13	冷凍水産食品製造業			40	10
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		イ	40	15
			ロ	35	10
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			25	10
16	野菜漬物製造業			15	10
17	味そ製造業			25	10
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			45	10
19	うま味調味料製造業			20	10
20	ソース製造業			20	10
21	食酢製造業			20	10
22	砂糖精製業			15	10
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			20	10
24	小麦粉製造業			20	10
25	パン製造業			15	10
26	生菓子製造業			25	10
27	ビスケット類・干菓子製造業			20	10
28	米菓製造業			20	10
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)			20	10
30	植物油脂製造業			20	10
31	動物油脂製造業			20	10
32	食用油脂加工業			15	10
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			20	10
34	穀類でんぷん製造業			20	10

4. 放流水質

35	めん類製造業			20	10
37	豆腐・油揚製造業			25	10
38	あん類製造業			15	10
39	冷凍調理食品製造業			20	10
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの			20	10
41	清涼飲料製造業			20	10
42	果実酒製造業			15	10
43	ビール製造業			15	10
44	清酒製造業			20	10
45	蒸留酒・混成酒製造業			20	10
46	インスタントコーヒー製造業			20	10
47	配合飼料製造業			15	10
48	単体飼料製造業			20	10
49	有機質肥料製造業			20	10
50	たばこ製造業			20	10
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)			20	10
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの			20	10
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの			15	10
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下、「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの			10	10
59	A	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	20	10
			ロ	15	10
	B	繊維工業で織物機械染色整理工程(綿織物捺染工程)に係るもの		60	10
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			20	10
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			15	10
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの			15	10
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		イ	25	15
			ロ	20	10
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの			20	10
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの			15	10
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの			20	10
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの			20	10
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)			15	10
69	一般製材業又は木材チップ製造業			20	10
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業			15	10
75	木材薬品処理業			20	10
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの			10	10
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイト			10	10

	パルプ製造工程に係るもの			
78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		10	10
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		10	10
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		10	10
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		10	10
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		10	10
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナードパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		10	10
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		10	10
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		10	10
89	機械すき和紙製造業		10	10
90	手すき和紙製造業		10	10
91	塗工紙製造業		10	10
92	段ボール製造業		10	10
93	重包装紙袋製造業		10	10
94	セロファン製造業		20	10
95	乾式法による繊維板製造業		20	10
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）		10	10
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		20	10
101	製版業		20	10
102	A	窒素質・りん酸質肥料製造業	15	10
	B	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア製造工程に係るもの）	40	30

4. 放流水質

	C	窒素質・りん酸質肥料製造業（アンモニア誘導品製造工程に係るもの）	200	200
	D	窒素質・りん酸質肥料製造業（尿素製造工程に係るもの）	700	700
103		複合肥料製造業	15	10
104		化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）	10	10
105		ソーダ工業	10	10
106		電炉工業	15	10
107		無機顔料製造業	30	20
108	A	無機化学工業製品製造業（105の項から前項までに掲げるものを除く。）	35	35
	B	無機化学工業製品製造業（バナジウム化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）	50	40
	C	無機化学工業製品製造業（酸化コバルト製造工程に係るもの）	140	40
	D	無機化学工業製品製造業（モリブデン化合物製造工程（塩析工程を有するものに限る。）に係るもの）	50	40
	E	無機化学工業製品製造業（イットリウム酸化物製造工程に係るもの）	50	40
	F	無機化学工業製品製造業（酸化銀製造工程に係るもの）	50	40
	G	無機化学工業製品製造業（酸化ジルコニウム製造工程に係るもの）	100	40
	H	無機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を含有する原料を使用する工程に係るもの）	120	60
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	50	40
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの	15	10
111	A	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	40	15
112	A	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程（窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するもの）に係るもの	50	25
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	15	10
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造	35	10

		工程（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）に係るもの			
114		石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項に掲げるものを除く。）		15	10
115	A	脂肪族系中間物製造業		15	10
	B	脂肪族系中間物製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		45	25
116		メタン誘導品製造業		30	10
117		発酵工業		15	10
118		コールタール製品製造業		375	170
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業		20	10
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		30	20
120	A	プラスチック製造業		10	10
	B	プラスチック製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するもの）		55	20
121	A	合成ゴム製造業		15	10
	B	合成ゴム製造業（窒素又はその化合物を原料又は乳化剤として使用するもの）		40	20
122	A	有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。）		25	10
	B	有機化学工業製品製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		55	25
	C	有機化学工業製品製造業（イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程に係るもの）		25	15
	D	有機化学工業製品製造業（メラミン製造工程に係るもの）		850	850
	E	有機化学工業製品製造業（化学発泡剤製造工程（尿素を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		25	10
123		レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの		10	10
124		レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		15	10
125	A	合成繊維製造業		10	10
	B	合成繊維製造業（窒素又はその化合物を原料として使用するもの）		50	35
126		脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		10	10
127		石けん・合成洗剤製造業		15	10
128		界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
129		塗料製造業		15	10
130		印刷インキ製造業		15	10
131	A	医薬品原薬・製剤製造業		30	10
	B	医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		50	20
132		医薬品製剤製造業		10	10
133		生物学的製剤製造業		10	10
134		生薬・漢方製剤製造業		15	10
135		動物用医薬品製造業		15	10
136		火薬類製造業		15	10

4. 放流水質

137	農薬製造業		25	10
138	合成香料製造業		15	10
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		15	10
140	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業		15	10
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		15	10
143	写真感光材料製造業		15	10
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		10	10
145	イオン交換樹脂製造業		15	10
146	化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
147	石油精製業		30	15
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
149	コークス製造業		545	320
150	石油コークス製造業		20	10
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		20	10
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		10	10
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		15	10
154	なめしかわ製造業		20	10
155	毛皮製造業		10	10
156	板ガラス製造業		10	10
157	板ガラス加工業		10	10
158	ガラス製加工素材製造業		10	10
159	ガラス容器製造業		10	10
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		10	10
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		10	10
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		20	10
163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）		20	10
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
165	生コンクリート製造業		10	10
166	コンクリート製品製造業		10	10
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）		10	10
168	黒鉛電極製造業		10	10
169	碎石製造業		10	10
170	鉱物・土石粉碎等処理業		20	10
172	うわ薬製造業		10	10
173	A	高炉による製鉄業	10	10
	B	高炉による製鉄業（コークス製造工程に係るもの）	545	320
	C	高炉による製鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
175	フェロアロイ製造業		15	10
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）		10	10
178	A	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	15	10
	B	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるもの限り、ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40
179	A	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）	15	10
	B	熱間圧延業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）	55	40

180	A	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）		10	10
	B	冷間圧延業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
181	A	冷間ロール成型形鋼製造業		10	10
	B	冷間ロール成型形鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
182	A	鋼管製造業		15	10
	B	鋼管製造業(ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの)		55	40
183	A	伸鉄業		10	10
	B	伸鉄業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
184	A	磨棒鋼製造業		10	10
	B	磨棒鋼製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		45	40
185	A	引抜鋼管製造業		15	10
	B	引抜鋼管製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
186	A	伸線業		15	10
	B	伸線業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
187		ブリキ製造業		10	10
188		亜鉛鉄板製造業		15	10
189		めっき鋼管製造業		15	10
190		めっき鉄鋼線製造業		15	10
191	A	表面処理鋼材製造業(187の項から前項までに掲げるものを除く。)		15	10
	B	表面処理鋼材製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
192		鍛鋼製造業		10	10
193		鍛工品製造業		15	10
194		鋳鋼製造業		10	10
195		銑鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）		10	10
196		鋳鉄管製造業		10	10
197		可鍛鋳鉄製造業		10	10
198		鉄粉製造業		10	10
199	A	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）		15	10
	B	鉄鋼業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		55	40
200		非鉄金属製造業		25	10
201	A	電気めっき業		20	10
	B	電気めっき業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		55	50
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	30	10
			ロ	20	10
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）に係るもの）		40	25
C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）に係るもの）		60	35	
203	A	一般機械器具製造業		20	10

4. 放流水質

	B	一般機械器具製造業（ステンレス硝酸酸洗工程を有するもの）		20	10
	C	一般機械器具製造業（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）		30	15
204	電子回路製造業			20	10
205	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		20	10
	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	10
	C	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（半導体素子製造工程に係るもの）		20	15
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	30	15
			ロ	20	10
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）		30	20
207	A	精密機械器具製造業		10	10
	B	精密機械器具製造業（時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）に係るもの）		30	10
208	ガス製造工場			10	10
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。）		25	10
	B	下水道業（日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。）		30	15
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		15	10
	D	下水道業（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの）		30	15
210	空瓶卸売業			20	10
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）			20	10
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			20	10
213	飲食店		イ	45	20
			ロ	40	20
214	宿泊業		イ	35	25
			ロ	35	25
215	リネンサプライ業			20	10
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			15	15
218	写真業（写真現像・焼付業を含む）			20	15
219	自動車整備業			15	15

220	病院		イ	45	20	
			ロ	40	20	
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの）	イ	45	30	
			ロ	40	30	
222	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		25	20	
223	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの）		50	30	
224	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		30	20	
225	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		60	10	
			B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）	20	10
					C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）
226	ごみ処理業			20	10	
227	廃油処理業			15	10	
228	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）			30	15	
229	死亡獣畜取扱業			25	15	
230	と畜場			25	15	
231	中央卸売市場			20	15	
232	地方卸売市場			20	15	
233	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）			25	10	
234	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		50	30	
			B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）	25	20
					C	2の項から前項までに分類されないもの（排煙脱硫施設（紫煙対策としてアンモニアを注入する設備を設置するものに限る。）に係るもの）

注) 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

#### 4. 放流水質

##### 三重県告示第 373 号

水質汚濁防止法の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準（平成 24 年三重県告示第 111 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 24 年 5 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表に次のように加える。

3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Ln = Cn \cdot Qn \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Ln = (Cni \cdot Qni + Cno \cdot Qno) \times 10^{-3}$

表の備考中「平成 14 年 10 月 1 日」の次に「(4 の項にあつては、平成 24 年 5 月 25 日)」を加える。

##### 附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 24 年 11 月 24 日までこの告示の規定は適用しない。

## 三重県告示第112号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第2号ハに掲げる指定地域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」といいます。）から排出される排出水の汚濁負荷量について、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定めます。

平成24年2月17日

三重県知事 鈴木英敬

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる総量規制基準のとおりとします。

	指定地域内事業場の区分	総量規制基準
1	平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に水質汚濁防止法（以下「法」という。）第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$
2	平成14年10月1日以後に法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後法第5条又は第7条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となったものを含む。）及び同日以後法第5条の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$

## 備考

この表に掲げる式において、 $L_p$ 、 $C_p$ 、 $Q_p$ 、 $C_{pi}$ 、 $C_{po}$ 、 $Q_{pi}$ 及び $Q_{po}$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$L_p$  排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

$C_p$  別表に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_p$  特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

$C_{pi}$  別表に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

$C_{po}$   $C_p$ と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

$Q_{pi}$  平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

$Q_{po}$  特定排出水の量（ $Q_{pi}$ を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

## 附 則

- この告示は、平成24年5月1日から施行する。
- 水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準（平成19年三重県告示第463号）は廃止する。
- この告示の施行後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る $C_p$ 、 $C_{po}$ 及び $C_{pi}$ の値に関しては、平成26年3月31日までの間、なお従前の例による。

4. 放流水質

別表

項番号	業種その他の区分		特定排出水量の区分	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	
				Cp及びCpoの値	Cpiの値
2	A	畜産農業		8	8
	B	畜産農業(総面積が50m <sup>2</sup> 以上の豚房施設を有するもの)		8	8
3	天然ガス鉱業			1	1
4	非金属鉱業			1.5	1
5	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業		イ	8	2.5
			ロ	4	1
6	乳製品製造業		イ	5.5	1.5
			ロ	5	1
7	畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。)		イ	8	2
			ロ	8	1
8	水産缶詰・瓶詰製造業			3	1
9	寒天製造業			3	1.5
10	魚肉ハム・ソーセージ製造業			3	1.5
11	水産練製品製造業(前項に掲げるものを除く。)			3	1
12	冷凍水産物製造業			3	1.5
13	冷凍水産食品製造業			4	1
14	水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)		イ	5.5	2.5
			ロ	3	1.5
15	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業			3	1
16	野菜漬物製造業			2.5	1
17	味そ製造業			4	1.5
18	しょう油・食用アミノ酸製造業			8	1.5
19	うま味調味料製造業			7	1
20	ソース製造業			3	1
21	食酢製造業			3	1.5
22	砂糖精製業			1.5	1
23	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業			6	1.5
24	小麦粉製造業			3	1.5
25	パン製造業			2.5	1
26	生菓子製造業			7.5	1
27	ビスケット類・干菓子製造業			3	1
28	米菓製造業			3	1.5
29	パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。)			3	1.5
30	A	植物油脂製造業	イ	4.5	1.5
			ロ	3.5	1
	B	植物油脂製造業(米糠を原料として使用するもの)		4	1
31	動物油脂製造業			2	1
32	食用油脂加工業			2.5	1
33	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業			2	1
34	穀類でんぷん製造業			5.5	1.5

35	めん類製造業		3	1
37	豆腐・油揚製造業	イ	7.5	2.5
		ロ	4.5	1
38	あん類製造業	イ	8	1.5
		ロ	4	1
39	冷凍調理食品製造業		6	1
40	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの		3.5	1
41	清涼飲料製造業		2.5	1
42	果実酒製造業		1.5	1
43	ビール製造業		3	1.5
44	清酒製造業		2.5	1
45	蒸留酒・混成酒製造業		2.5	1
46	インスタントコーヒー製造業		2.5	1
47	配合飼料製造業		2	1
48	単体飼料製造業		3.5	1
49	有機質肥料製造業		2	1
50	たばこ製造業		2	1
51	生糸製造業(副蚕糸精練業を含む。)		2	1
55	繊維工業(51の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下同じ。)で整毛工程に係るもの		2	1
57	繊維工業で麻製織工程に係るもの		2	1
58	繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程(以下、「染色整理工程付帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの		2	1
59	繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。)	イ	5.5	2
		ロ	2	1
60	繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		2	1
61	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		3.5	1
62	繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの		2	1
63	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	イ	3.5	2
		ロ	2	1
64	繊維工業で不織布製造工程に係るもの		1	1
65	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの		1	1
66	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの		1	1
67	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの		2	1
68	繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。)		2	1
69	一般製材業又は木材チップ製造業		2	1
71	合板製造業(集成材製造業を含む。)又はパーティクルボード製造業		1	1
75	木材薬品処理業		2	1
76	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの		1	1
77	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの		1	1

4. 放流水質

78	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナ－グランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの		1	1
79	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
80	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの		2	1
81	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
82	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの		1	1
83	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）		1	1
84	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの		1	1
85	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの		1	1
86	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナ－グランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの		1	1
87	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）		1	1
88	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの		1	1
89	機械すき和紙製造業		1	1
90	手すき和紙製造業		1	1
91	塗工紙製造業		1	1
92	段ボール製造業		1	1
93	重包装紙袋製造業		1	1
94	セロファン製造業		1	1
95	乾式法による繊維板製造業		1	1
96	繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）		1	1
97	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。）		1	1
100	印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）		2	1
101	製版業		2	1
102	窒素質・りん酸質肥料製造業		2	1
103	複合肥料製造業		16	1
104	化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。）		1.5	1
105	ソーダ工業		1.5	1

106	電炉工業		2	1
107	無機顔料製造業		1.5	1
108	A	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
	B	無機化学工業製品製造業(りん及びりん化合物製造工程に係るもの)	16	4
109	A	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの	1.5	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの	6.5	4
110	A	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの	1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの	2.5	1
111	石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの		2	1
112	石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの		2	1
113	A	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの	1	1
	B	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)に係るもの	2.5	1
114	石油化学系基礎製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)		1	1
115	A	脂肪族系中間物製造業	2	1
	B	脂肪族系中間物製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)	20	3.5
116	メタン誘導品製造業		2	1
117	A	発酵工業	1.5	1
	B	発酵工業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)	2.5	1.5
118	コールタール製品製造業		2	1
119	A	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	2	1
	B	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)	8	4
120	プラスチック製造業		2	1
121	合成ゴム製造業		1.5	1
122	A	有機化学工業製品製造業(109の項から前項までに掲げるものを除く。)	2	1
	B	有機化学工業製品製造業(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの。)	5	2
	C	有機化学工業製品製造業(有機りん系農薬原体製造工程に係るもの。)	2	1
123	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係る		2	1

4. 放流水質

	もの			
124	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの		2	1
125	合成繊維製造業		1	1
126	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業		2	1
127	石けん・合成洗剤製造業		2	1
128	A 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
	B 界面活性剤製造業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの）		2.5	1.5
129	塗料製造業		2.5	1
130	印刷インキ製造業		2	1
131	A 医薬品原薬・製剤製造業		2	1
	B 医薬品原薬・製剤製造業（医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）に係るもの）		8	2
132	医薬品製剤製造業		2	1
133	生物学的製剤製造業		1	1
134	生薬・漢方製剤製造業		2	1
135	動物用医薬品製造業		2	1
136	火薬類製造業		1.5	1
137	農薬製造業		2	1
138	合成香料製造業		2	1
139	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
140	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業		2.5	1
142	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）		2	1
143	写真感光材料製造業		1.5	1
144	天然樹脂製品・木材化学製品製造業		1.5	1
145	イオン交換樹脂製造業		1	1
146	A 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。）		2	1
	B 化学工業（りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用する工程に係るもの）		2	1.5
147	石油精製業		1	1
148	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）		2	1
149	コークス製造業		1	1
150	石油コークス製造業		2	1
151	自動車タイヤ・チューブ製造業		2	1
152	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの		1	1
153	ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）	イ	2.5	1.5
		ロ	2	1
154	なめしかわ製造業		2	1
155	毛皮製造業		2	1
156	板ガラス製造業		1	1
157	板ガラス加工業		1	1
158	ガラス製加工素材製造業		1.5	1
159	ガラス容器製造業		1	1
160	理化学用・医療用ガラス器具製造業		1	1
161	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業		1	1
162	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業		1	1

163	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）			1	1
164	ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。）			1.5	1
165	生コンクリート製造業			1	1
166	コンクリート製品製造業			1.5	1
167	セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。）			1.5	1
168	黒鉛電極製造業			1	1
169	砕石製造業			1	1
170	鉱物・土石粉碎等処理業			1.5	1
172	うわ薬製造業			1	1
173	高炉による製鉄業			1	1
175	フェロアロイ製造業			1	1
176	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）			1	1
178	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）			1	1
179	熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			1	1
180	冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。）			1	1
181	冷間ロール成型形鋼製造業			1	1
182	鋼管製造業			1	1
183	伸鉄業			1	1
184	磨棒鋼製造業			1	1
185	引抜鋼管製造業			1.5	1
186	伸線業			1	1
187	ブリキ製造業			2	1
188	亜鉛鉄板製造業			1	1
189	めっき鋼管製造業			1	1
190	めっき鉄鋼線製造業			1	1
191	表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
192	鍛綱製造業			1	1
193	鍛工品製造業			2	1
194	鋳鋼製造業			1.5	1
195	鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。）			1	1
196	鋳鉄管製造業			1	1
197	可鍛鋳鉄製造業			1.5	1
198	鉄粉製造業			1	1
199	鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。）			1	1
200	非鉄金属製造業			1	1
201	A	電気めっき業	イ	4.5	1.5
			ロ	1.5	1
B	電気めっき業（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するもの）			7.5	1.5
202	A	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	イ	4.5	1.5
			ロ	2	1
	B	金属製品製造業（溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			4.5
C	金属製品製造業（アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの）			8	1.5

4. 放流水質

		る。)に係るもの)			
203	一般機械器具製造業			2	1
204	電子回路製造業		イ	2.5	2
			ロ	2	1
205	A	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業		3	1
	B	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業（民生用電子部品・デバイス・電子回路（前項に掲げるものを除く）、民生用電気機械器具又は民生用情報通信機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの)		3.5	1
206	A	輸送用機械器具製造業	イ	4	2
			ロ	2	1
	B	輸送用機械器具製造業（自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）に係るもの)	イ	5	1
			ロ	3	1
207	精密機械器具製造業			1.5	1
208	ガス製造工場			2	1
209	A	下水道業（日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 以上の事業場の場合に限る。）		3	1
	B	下水道業（日平均排水量30,000m <sup>3</sup> 未満の事業場の場合に限る。）		3	2
	C	下水道業（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。））		1	1
	D	下水道業（高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの（標準活性汚泥法その他これと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。））		3	2
210	空瓶卸売業			4	2
211	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。）			3.5	2
212	弁当仕出屋又は弁当製造業			4	2.5
213	飲食店			4	2.5
214	宿泊業		イ	5	2.5
			ロ	4	2.5
215	リネンサプライ業			6	2.5
216	洗濯業（前項に掲げるものを除く。）			4.5	1.5
218	写真業（写真現像・焼付業を含む。）			4	2
219	自動車整備業			3.5	2.5
220	病院		イ	5	2.5
			ロ	4	2.5
221	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のもの）	イ	4	3
			ロ	3	3

	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
222	A	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のもの）		4	3
	B	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するもの）		1	1
223	A	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		8	1
	B	し尿処理業（嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものであってし尿浄化槽に係るものを除く。）		2	1
	C	し尿処理業（地域し尿処理施設に係るもの）		3	2.5
224		ごみ処理業		1.5	1
225		廃油処理業		1	1
226		産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		1.5	1
227		死亡獣畜取扱業		2.5	2
228		と畜場		6	2
229		中央卸売市場		4.5	2
230		地方卸売市場		4	1.5
231		試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。）		4	1
232	A	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るもの）		6	3
	B	2の項から前項までに分類されないもの（生活系に係るものを除く。）		4.5	3

注) 特定排出水量の欄の区分は、次のとおりとする。

イは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル未満の指定地域内事業場に適用する。

ロは、1事業場当たりの総特定排出水量が1日当たり400立方メートル以上の指定地域内事業場に適用する。

#### 4. 放流水質

##### 三重県告示第 374 号

水質汚濁防止法の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準（平成 24 年三重県告示第 112 号）の一部を次のとおり改正します。

平成 24 年 5 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表に次のように加える。

3	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号。以下「平成 24 年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$Lp = Cp \cdot Qp \times 10^{-3}$
4	平成 24 年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成 24 年 5 月 25 日以後法第 5 条又は第 7 条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成 24 年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場	$Lp = (Cpi \cdot Qpi + Cpo \cdot Qpo) \times 10^{-3}$

表の備考中「平成 14 年 10 月 1 日」の次に「(4 の項にあつては、平成 24 年 5 月 25 日)」を加える。

##### 附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行する。
- 2 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成 24 年政令第 147 号）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 12 条第 2 項の規定により同条第 1 項の規定の適用が猶予されるものについては、平成 24 年 11 月 24 日までこの告示の規定は適用しない。